

激甚災害指定により適用される措置の概要①



(平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

<措置の概要>

- 公共土木施設（河川・海岸・砂防施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、地方公共団体が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象。
- 例えば、公共土木施設災害復旧事業では、事業費総額が自治体の標準税収入の一定割合を超える場合に、激甚災害に指定されていなくても、国庫負担率の嵩上げ等の措置を段階的に適用。
(2／3→3／4→4／4)

(第5条) 農地等の災害復旧事業等

<措置の概要>

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象。
 - 災害発生時には、激甚災害に指定されていなくても、補助率の嵩上げ等の措置を適用
 - ・ 農地（災害時）82.3%
 - ・ 農業用施設
(水路、ため池、農道等)（災害時）92.5%
 - ・ 林道（災害時）80.0%
- ※補助率は、過去5力年の実績の平均

<激甚災害指定時の措置>

- さらに補助率等を嵩上げ(※)
(例)公共土木施設災害復旧事業 70% ⇒ 84%
(過去5力年の実績の平均)
※プール計算方式(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

<激甚災害指定時の措置>

- さらに補助率を嵩上げ

農地	82.3%	⇒	95.7%
農業用施設	92.5%	⇒	98.1%
林道	80.0%	⇒	91.6%

(過去5力年の実績の平均)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第6条) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

<措置の概要>

- 農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設等）の災害復旧事業が対象。
- 災害時（激甚指定無し）：補助率 2／10



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率を嵩上げ
2／10 ⇒ 告示地域※ 9／10(40万円未満は4／10)
告示地域以外 5／10(40万円未満は3／10)

※農地・農業用施設の災害復旧個人負担額が高い市町村等

(第24条) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

<措置の概要>

- 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
- 激甚災害に指定されていない場合は、小災害債の発行ができず、一般単独災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
(例)
○一般単独災害復旧事業（例：公共土木施設等）
充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5%
(財政力補正)



<激甚災害指定時の措置>

- 小災害復旧事業債（例：公共土木施設小災害債）
【都道府県・指定都市】
1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満のもの
【市町村】
1箇所の工事の費用が30万円以上60万円未満のもの
充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率66.5%～95.0%
(財政力補正)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく